

士幌町パートナーシップ推進交付金のあらまし

(令和3年度版)

士幌町では、住民と行政による協働のまちづくりを進めるために、さまざまな施策を展開しています。

公共サービスの提供は、地方主権による住民自治意識の高まり、住民ニーズの拡大、少子高齢化社会の進展、財政状況のひっ迫などにより、公共機関だけによるサービスの提供が困難となっています。そうした中で、行政機関が担ってきた公共サービスのうち、自主的・自律的な意志による公益活動を行う住民や団体が、公共サービスの担い手として活動が行われるよう環境を整えることが行政の役割として重要な施策であると考えます。

このように、協働とは住民と行政が相互理解と信頼で、目的を共有し、連携協力することで地域の公共的課題を解決しようとする考え方です。パートナーシップ推進交付金は、こうした考え方にに基づき、公民館や町内会といった地域の住民組織（コミュニティ団体）にスポットを当てた補助金制度です。（平成17年度から実施）

○士幌町パートナーシップ推進交付金の内容

士幌町パートナーシップ推進交付金は、いくつかの事業メニューがあります。

(1) 行政事務事業（実施主体：駐在区）

①行政事務連絡事業

広報や役場だよりなどの配布（月1回）や、役場と住民とをつなぐ連絡調整事務。
（広報等は、町内会加入の有無にかかわらず配布をお願いします。）

②その他事業

町が駐在区等に不定期で要請する行政事務事業。
※交付金は、均等割と戸数割などにより算定し、各駐在区に交付します。
（以前は駐在員個人に報酬を支給していましたが、平成17年度から駐在区に交付金として支払っています。）

※令和3年度からは、広報等の配布が月1回になったため、単価が変わります。

行政事務事業	戸数	均等割		戸数割		料程割（農村部のみ）	
		2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度
	2～30戸	10,000円	7,000円				
	31～50戸	12,000円	8,000円	850円 ⇨ 600円	600円	5,760円 ⇨ 4,000円	
	51～90戸	14,000円	10,000円				
	91戸～	16,000円	11,000円				

例) 駐在区が50戸の場合（100円未満切り捨て）

R2：12,000円（均等割）＋（850円（戸数割）×50戸）＋5,760円（料程割）≒60,200円



R3：8,000円（均等割）＋（600円（戸数割）×50戸）＋4,000円（料程割）＝42,000円

※料程割は、農村部のみで、士幌・中士幌市街地は該当になりません。

(2) コミュニティ等活動支援事業（実施主体：駐在区）

①高齢者等除雪見守り介助事業

対象者：地域内（町内会・班等）の独居高齢者、障がい者、高齢夫婦世帯
事業：12月1日から翌年3月31日までの間の降雪時に除雪状況を確認し、通路の確保が出来ていない場合、通路の確保を行う事業。
内容：自宅の除雪時に確認を行い、通路の確保を行う。

②声かけネットワーク事業

対象者：地域内（町内会・班等）の独居高齢者、障がい者、高齢夫婦世帯
事業：日頃からの声かけで異変があった場合、役場保健福祉課へ通報する事業
内容：原則月2回以上声をかけ健康状態を確認する（例として、広報等の配布時）
町の対応：保健福祉課は通報を受けた時、保健師等の職員を対象世帯に派遣し状態を確認。町の安否確認網（独居65歳以上）に組み込むなどの対策を講ずる。

③健康維持活動事業

対象者：地域内（町内会・班等）の全住民
事業：運動を取り入れた健康維持活動
事業例：散歩、ジョギング、パークゴルフ、健康体操、ラジオ体操、健康講座
町の対応：健康講座等で指導者や講演の必要がある場合は生涯学習出前講座で対応

④ごみ対策事業

地域における日常的なごみ分別指導を行う事業。

⑤その他事業

①から④以外のコミュニティ等活動で、駐在区等の創意工夫により行う事業。

※交付金は、均等割と戸数割により各駐在区に対して交付します。**最低1事業を実施しなければ交付金が交付されません。**

◆（1）行政事務事業と（2）コミュニティ等活動支援事業は、一緒に駐在区にお支払いいたします。時期が来ましたら、各常会長様へご案内いたします。

(3) 地域相互扶助事業（実施主体：駐在区、公民館、その他団体）

地域相互扶助事業は、

- ①資源ごみ集団回収奨励事業
- ②地域除雪事業
- ③地域排雪事業
- ④地域環境整備事業
- ⑤花のまちづくり事業
- ⑥地域ふれあい活動事業
- ⑦その他事業

の7事業に分かれています。詳しくはお問い合わせください。